

公表 事業所における自己評価結果

事業所名		公表日			年 月 日	
区・体 制 種 別	1	チェック項目	はい	いいえ	工済していると思う点・改善が必要だと 思われる点など	課題や改善すべき点
			2	3		
事業 改 善	1	訪問支援に使用する場合の職員数は適切であるか。		○		職員数は使用せず、行動観察にて勤務を行っている。
	2	利用希望に対して、職員の配置数は適切であるか。	○		ニーズが増えているが、地域や担当者を決めて振り分けて対応している。	
	3	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参加しているか。	○		関わっている担当スタッフと小まめに情報共有や意見交換をしながら、目標や計画の変更を行っている。	
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。		○		評価表を確認し、振り返りと周知を徹底して業務を行っている。
	5	従事者の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		様々な角度から情報や意見を交換して、業務改善につなげている。	
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		○		第三者評価を実施し、業務改善を行っている。
	7	職員の資力の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を実施する機会が確保されているか。	○		法人内で講師を呼び、研修会を開催した。また、事業所内や意見交換会や検討会等を定期的に行っている。	事業所内での研修会を継続していく。
	8	療のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。			定期的に相談を行い、ニーズの把握、お子さんの課題について確認を行っている。	今後もお子さんや保護者のニーズや課題に合わせた保育所等訪問支援計画の作成に努めていく。
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	○		訪問先で関わる職員とカンファレンスを行い、こどもの権利や気持ち等を考慮しながら支援につなげている。	
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当職員等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。			訪問先で関わる職員とカンファレンスを行い、施設や関わる職員のニーズとサービスを受けるお子さんのニーズをすり合わせる。	
適切な 支 援 の 提 供	11	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○			職員間で計画の共有に努めている。
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォームやアセスメントや、目的の達成率など自由なフォームやアセスメントを使用する等により確認しているか。	○			フォーマルなアセスメント表も活用しながら、こどもの評価も行っていく。
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的な内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	○		ガイドラインを確認しながら、支援計画の作成を行っている。	
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○			
	15	支援開始前には職員間で必ず打ち合わせを行い、その日行われた支援の目的や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。		○		支援開始前には役割分担と支援の内容について確認を行っている。
	16	支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。		○		支援開始後、役割分担と支援の内容について確認を行っている。
	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	○		訪問先の理念や支援手法について確認、関係あるスタッフなどから引継ぎして支援を行っている。	
	18	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に努めているか。	○		支援員間で共有できるように個人ファイルに記録を残し、関わるスタッフで情報共有している。	
	19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しを必要とするし、適切な見直しを行っているか。	○		相談とモニタリングを行い、必要に応じてサービスの見直しをさせていただいている。	
	関係 機 関 や 保 護 者 と の 連 携	20	児童発達支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参加しているか。	○		
21		地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、児童福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	○			
22		兄弟姉妹の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○		相談員、外来グループの職員、訪問支援員など、様々な職員と関わりについて支援内容の共有をしている。	
23		療の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	○			
24		(自主支援)協議会やこども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	○			相談員と共に会議に参加し、地域の課題や現状を確認している。
25		日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状態や課題について共通理解を持っているか。	○		定期的に面談を設定し、こどもの状況を家庭や保護者の様子と共に共通理解している。	
26		療の対応力の向上を図る観点から、家庭に対して家庭支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家庭等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	○			家庭に情報提供していく。
保 護 者 へ の 説 明 等	27	運営経費、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	○		契約書と共に説明書も確認しながら、運営経費や利用者負担について伝えている。	
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	○			
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の視点を踏まえ、こどもや保護者の意向を確認する機会を設けているか。	○			
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	○			こどもの訪問時の様子やアセスメントの結果を伝えながら、支援内容について説明している。
	31	定期的に、保護者等からの子育てに関する相談に適切に対応し、必要な助言と支援を行っているか。	○		すぐに対応できるように、電話やメールでも話を聞き、必要に応じて対面でも話をしたり、時間を設けて話をしている。	
	32	兄弟姉妹の活動も支援することや、保護者会を開催することにより、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	○		連絡先については、保護者会や兄弟の会に参加されている方もいる。	
	33	こどもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に関し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	○		保護者からの要望を聞き、対応できるように職員間で話し合いを重ねている。	
	34	定期的に連絡等を行うことや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	○			保護者のニーズやこどもの関わりについて、発信できるものも考えていく。
	35	個人情報取扱いに十分留意しているか。	○			
	36	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	○			
訪 問 先 施 設 へ の 説 明 等	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	○		直前直後でもらったり、保育カフェを開催して訪問先が相談できる場を設けている。	
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	○		訪問先に合わせてカンファレンス時間を設定している。	
	39	保育所等訪問支援の実施後に、保護者へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	○		定期的に面談日を設定し、家庭に情報共有できるようにしている。	
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○			
非 常 時 等 の 対 応	41	訪問先施設からの相談に適切に対応し、保護関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	○			
	42	事業計画マニュアル、緊急時対応マニュアル、施設マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○			
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な備品を揃える等、安全管理が十分な中で支援が行われているか。	○			安全計画を作成し、計画に沿って支援を行っている。
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討しているか。	○			
	45	被害を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	○		虐待防止研修を行い、必ず参加するようにしている。	
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、前編的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	○			